

## 令和6年災害復旧工事の入札に関する特例措置について(お知らせ)

令和6年12月

長門市企画総務部監理管財課

令和6年11月1日から2日にかけて停滞した秋雨前線の豪雨により、甚大な被害が発生しました。被災した公共土木施設及び農業用施設の早期復旧を図るため、次のとおり入札における特別措置を講ずることとします。

### (対象工事)

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法及び農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の適用を受け、緊急の対応を要する災害復旧工事(以下、「特例工事」という。)を対象とし、被災した施設を原形に復旧することを目的とします。

対象工事については、「現場説明書」にその旨を記載します。

### (対象期間)

令和6年災害復旧工事を対象とします。

### (緩和する内容)

#### 1 工事の現場代理人兼務要件の緩和

現場代理人が兼務できる工事契約件数を災害復旧工事を含め **5件**以内とします。

令和6年11月にお知らせしました、別紙のとおりです。

#### 2 入札参加者の取扱い

通常の工事は、入札参加者が1者であった場合は、入札を中止します。特例工事については、入札参加者が1者の場合でも入札を有効とし、予定価格の制限の範囲以内であれば落札者を決定します。

#### 3 入札方式の変更

特例工事の入札方式については、設計金額にかかわらず指名競争入札方式とします。

#### 4 工事費内訳書の簡略化

特例工事の工事費内訳書は、設計金額にかかわらず別紙の様式を使用することとします。

#### 5 予定価格の公表

設計金額が130万円を超え3,000万円未満の特例工事については、予定価格を事前公表とします。

設計金額が3,000万円以上の特例工事については、予定価格を事後公表とします。

#### 6 基準価格の設定

設計金額が130万円を超え3,000万円未満の工事については、最低制限価格制度を適用します。

設計金額が3,000万円以上の工事については、低入札価格調査制度を適用します。

#### 7 積算内容の確認(積算疑義)

通常の工事と同様に適用します。

## 現 場 説 明 書

(長 門 市)

施 行 年 度	年度	
工 事 (業 務 委 託) 名	工事	
工 事 (実 施) 場 所	長門市 地内	
工 期 (委 託 期 間)	着 手 期 日 : 契約日の翌日 完成(完了)期日 : 令和 年 月 日	日数 : 約 日
契 約 の 条 件	長門市財務規則(平成17年長門市規則第57号)及び長門市工事執行規則(平成17年長門市規則第130号)による。	
契 約 の 保 証	必要(金銭的保証 : 保証率は請負金額の10%)	免 除
契 約 書 約 款	長門市工事請負(業務委託)契約の標準書式のとおり	
入 札 条 件 等	別紙「入札条件及び指示事項」のとおり	
施 工 条 件	別紙「施工条件書」のとおり	
週 休 2 日 工 事	土木系	適用(現場閉所型) , 適用(交替制) , 非適用
	営繕系	適用(月単位 : 発注者指定型) , 適用(月単位 : 受注者希望型) , 非適用
余 裕 期 間 制 度	適用(発注者指定方式) , 適用(任意着手方式) , 非適用	
情 報 共 有 シ ス テ ム の 活 用	適用(発注者指定型) , 適用(受注者希望型) , 非適用	
工 事 (業 務 委 託) 内 容	<b>【特例工事対象】</b> (工事概要)	
現 場 説 明 書 及 び 現 場 説 明 に 対 す る 質 問	「工事内容質問書」を監理管財課に提出のこと。 なお、再質問の受付は、回答日の初日のみとする。	
質 問 へ の 回 答	長門市入札情報公開システムにおいて閲覧に供する。 なお、再質問への回答は、提出日の翌日とする。	

工事の現場代理人兼務要件緩和の試行について  
(お知らせ)

令和 6 年 11 月  
長門市企画総務部監理管財課

令和 6 年 11 月の豪雨により発生した災害復旧工事等を効率的かつ迅速に対応するため、下記の工事について現場代理人の兼務要件を緩和します。

- 1.適用時期 令和 6 年 11 月末日から令和 7 年 3 月末日までに入札公告又は指名通知を行う災害復旧工事及び災害関連工事
- 2.対象工事 土木系工事
- 3.緩和内容 4,000 万円未満の工事について、対象工事を含む場合は、同一の現場代理人が 5 件まで兼務することができることとします。

・現場代理人の兼務を認める要件

試行(対象工事を含む)	現 行
以下の要件をすべて満たす場合  <b>①5 件以内</b> ②各 4,000 万円未満 ③他発注機関兼務了承 ④連絡体制確保 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;">監督職員と常に携帯電話等で連絡が取れる体制を確保するとともに、要請があった場合は速やかに現場に向かう等の対応を取ること。</div> ⑤兼務するいずれかの工事現場に常駐	以下の要件をすべて満たす場合  <b>①3 件以内</b> ②各 4,000 万円未満 ③他発注機関兼務了承 ④連絡体制確保  ⑤兼務するいずれかの工事現場に常駐

4.長門市建設工事における現場代理人取扱要領 (抜粋)

(趣旨)

この要領は、市が発注する建設工事(以下「工事」という。)の現場代理人の取扱いについて必要な事項を定めるものとします。

I 現場代理人の資格要件

- ①受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係が 3 箇月以上あること。  
②建設業法第 7 条第 2 号の規定による営業所の専任技術者ではないこと。ただし、営業所が長門市内の場合を除く。

II 常駐を有しない期間

発注者と常に連絡が取れる体制を確保でき、次のいずれかの期間に該当する場合

- ①契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間  
②工事の全部の施工を一時中止している期間

- ③工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間
- ④上記以外のほか、工事現場において作業等が行われていない期間

### Ⅲ 兼務の対象工事

次のいずれかに該当するものが、現場代理人の兼務を認める対象工事となります。ただし、発注者が兼務を認めることが適当でないと判断した場合は、兼務を認められない場合があります。

- ①密接な関係にある2以上の工事を同一の場所又は近接した場所（50m以内の区域）で施工する場合
- ②建設業法施行令第27条第2項で主任技術者の兼務が認められる工事契約である場合
- ③兼務する工事契約が3件以内（第1号に該当する工事については、当該複数の工事契約を1件の契約とみなす。）であり、それぞれの契約金額が4,000万円（建築一式工事は8,000万円）未満であること。ただし、市長が必要と認める場合はその限りでない。

### Ⅳ 兼務を認める条件

Ⅲの対象となる工事において、次の条件をすべて満たす場合には、現場代理人の兼務を認めるものとします。

- ①兼務しようとする工事現場が、全て長門市内であること。
- ②低入札価格調査を実施し契約した工事を含まないこと。
- ③受注者が、申請する日から遡って1年の間に、長門市において指名停止措置を受けた者でないこと。
- ④受注者が、申請する日から遡って1年の間に竣工した工事にあつて、工事成績の評定点が60点未満となった工事が無いこと。
- ⑤特記仕様書に現場代理人の兼務を認めない旨の記載がないこと。
- ⑥兼務する工事契約が異なる発注機関である場合は、他の発注機関が兼務を了承していること。
- ⑦発注者と常に連絡が取れる体制が確保されていること。
- ⑧Ⅱの常駐を要しない期間を除き、兼務しようとするいずれかの工事現場に必ず常駐していること。
- ⑨不在時対応者を配置し、安全管理のほか現場の取締りに支障を生じさせないこと。

### Ⅴ 兼務の申請

Ⅲ及びⅣを満たし、現場代理人の兼務を申請する場合は、別記様式第1号により発注者に申請し、発注者は兼務する工事の施工内容等を総合的に勘案し、兼務を認める場合は、受注者に対し承認書を通知します。

### Ⅵ 兼務の中止

承認を受けた現場代理人が工事の兼務をしなくなったときは、発注者に対し別記様式第3号により兼務に関する解除を通知してください。

### Ⅶ 現場代理人の変更

特別な事情がある場合を除き、工事の施工期間中に現場代理人を別の者へ変更することは原則認めないこととします。

### Ⅷ 承認の取消し

現場代理人の兼務を認めた工事において、現場の管理体制に不備が生じ、又は不良な工事となった場合若しくは、不良な工事となる恐れがあると認められる場合や受注者がこの要領の規定に違反していると認められる場合は、承認を取り消すものとします。

### Ⅸ 実施時期

請負契約の時点にかかわらず、令和6年12月1日からの適用となります。

【兼務できる要件図】

	現 行			注 2) 試行(対象工事を含む)		
	工事①	工事②	工事③	工事④	工事⑤	工事⑥
主任技術者	B	C	A	E	A	A
現場代理人	A	A	A	A	B	A
注 1) 件 数 判 定	1 件目 適合	2 件目 適合	3 件目 適合	4 件目 適合	5 件目 適合	6 件目 不適合

注 1) 件数は、請負工事に係る申請順となります。

注 2) 上記の試行(対象工事を含む)例では、対象工事 2 件まで追加することができます。

対象工事が含まれない場合は、現行のとおり 3 件までとなります。

工事の兼務をしなくなった時は、発注者に兼務に関する解除を通知することにより、担当工事を追加することができます。

注 3) 対象工事の例示

① 現行工事 3 件（災害復旧工事及び災害関連工事を含まない場合）【合計 3 件】

② 現行工事 4 件 + 対象工事 1 件（災害復旧工事及び災害関連工事）【合計 5 件】

③ 現行工事 3 件 + 対象工事 2 件（災害復旧工事及び災害関連工事）【合計 5 件】

注 4) 対象工事（災害復旧工事及び災害関連工事）は、補助事業又は単独事業を問いません。

対象工事に該当するか否かについては、工事主管課において判断します。

長門市長 江 原 達 也 様

住 所

商号又は名称

代表者氏名

## 工事費内訳書【特例工事用】

工事名

費目等	金額
直接工事費	円
共通仮設費	円
現場管理費	円
一般管理費	円
工事価格	円

### <注意事項>

- ・工事名を再度ご確認ください。
- ・各項目について消費税抜きの金額を記載すること。
- ・各項目に空欄又は0円の記載のないこと。
- ・入札金額と工事価格が一致すること。
- ・工事価格と各費目の合計金額が一致すること。
- ・提出は入札時とする。
- ・工事費内訳書は、1回目の入札時のみ提出すること。